

## 業務委託書

### 1 件名

重要文化財（建造物）旧奈良監獄耐震対策工事 令和7年度表門工事  
耐震補強工事監理（構造以外）業務

### 2 業務目的

旧奈良監獄は、明治政府が刑事施設の国際標準化を目指して計画した監獄の希少な遺構として歴史的価値が高く、煉瓦造の建造物群として意匠的にも優れていることから、平成29年2月23日に重要文化財に指定された。

国は旧奈良監獄の保存及び史料館の運営を効果的に実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づく公共施設等運営事業の事業者を選定し、活用に向けた計画が進められている。

当該建造物を保存・活用するにあたっては、安全管理の観点から必要な耐震性能を保有することが求められる。そのための耐震対策工事における監理業務においては、文化庁の承認を受けた「主任技術者」による技術指導を受け、文化財としての価値を損なうことなく、設計図との照合や現地確認等を行うことによって工事を適切に実施することを目的とする。

### 3 対象とする工事

#### （1）対象建物

表門 143 m<sup>2</sup>：仮設工事、撤去工事、耐震補強工事、復旧工事

#### （2）対象工事の概要

本工事の対象は、耐震対策工事のうち、耐震補強工事に必要な撤去工事、及び、耐震補強工事、復旧工事、それに付随する仮設工事とする。

### 4 業務内容

#### （1）業務仕様

国土交通省告示98号別添一に定める工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に準拠する。

#### （2）業務を行う上での留意点

- ・旧奈良監獄（重要文化財指定）の利活用を前提とした耐震補強工事監理を行う。  
その際、重要文化財の保存と利活用を両立する必要があり、指導官庁の文化庁、物件所有者の法務省、事業者の旧奈良監獄保存活用株式会社（特別目的会社）その他関係者との協議・確認が必要と考えられる場合は、設計者に連絡し指示を受け、発注者に報告をする。
- ・当該建物の保存に支障がないように文化庁の承認を得た主任技術者の技術指導を受け、技術指導記録をその都度作成する。

- ・業務開始時に工事他、施工者と協議の上、施工者が作成した現地における技術指導計画書を確認し、発注者および主任技術者と技術指導の内容、回数等を協議するものとする。
- ・発注者から文化庁の現地指導の立ち合いを求められた場合、現地指導の立ち合いを行い、現地指導記録をその都度作成する。
- ・疑義が生じた場合には、ただちに主任技術者、奈良県文化財保存課、文化庁に連絡し指示を受け、発注者に報告をする。

#### (3) 参照基準

- ・「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（平成11年4月8日、文化財保護部長裁定、平成24年6月21日改定）
- ・「重要文化財（建造物）基礎診断実施要領」（平成13年4月10日、文化財保護部建造物課長裁定、平成24年6月12日改定）
- ・「（仮称）旧奈良監獄の保存及び活用に係る公共施設等運営事業 要求水準書」（平成29年1月16日、法務省）

#### (4) 協議・打ち合わせ

事業関係者との協議及び打ち合わせ、事業調整など、その他必要に応じて行う。

### 5 提出物

#### (1) 工事監理報告書

- ・月次工事監理報告書
- ・法定様式による工事監理報告書（完了時）

### 6 業務期間

契約締結日から令和7年10月31日までとする。

（令和7年度表門工事の工期に準ずる。）

### 7 支払条件

業務完了後 当該業務報酬の100%

### 8 その他

#### (1) 受注者の義務

受注者は、本業務の遂行にあたり、確実に主任技術者を配置するとともに、必要に応じて適正な人員を配置し、確実に行う。

#### (2) 業務内容の疑義

受注者は、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議する。

(3) 機密の保持

受注者は、業務中に知りえた内容、成果物について、外部への流出防止策を講じ、情報の漏洩をしてはならない。

以上